

八尾市生活環境紛争処理委員会に対する
和解の仲介・調停等の申請手続きの概要

八 尾 市

目 次

1. 申請に先立って	p. 1
(1) 紛争処理制度	p. 1
(2) 良好な生活環境の確保に係る紛争	p. 1
2. 申請手続きの概要	
(1) 申請書の提出	p. 2
(2) 申請書の作成	p. 2
(3) 申請書記載上の注意事項	p. 2
(4) 代理人	p. 3
(5) 代表者	p. 3
3. 紛争処理の概要	
(1) 申請の受付等	p. 4
(2) 手続きの開始	p. 4
(3) 和解の仲介及び調停の手続き	p. 4
(4) 調停案の受諾の勧告等	p. 5
(5) 申請の取り下げ	p. 5
(6) 和解の仲介手続きの概要	p. 6
(7) 調停手続きの概要	p. 7

1. 申請に先立って

(1) 紛争処理制度

本市域における市民の良好な生活環境の確保に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、八尾市生活環境紛争処理条例（以下「条例」という。）が制定され、昭和55年1月7日から施行されています。

条例の規定に基づいて、八尾市生活環境紛争処理委員会（以下「委員会」という。）が設置され（条例第3条）、委員会は市長が委嘱する学識経験者並びに良好な生活環境の確保に係る紛争の処理経験を有する委員によって運営されています（条例第5条）。

委員会は、「市民の良好な生活環境の確保に係る紛争」について和解の仲介及び調停を行うことになっており、委員会に申請しようとする人は、和解の仲介か調停のどちらかによるかを決めなければなりません。いずれにしても、紛争の解決は当事者双方の合意が前提となります。

（和解の仲介）

和解の仲介は、仲介委員が第三者として紛争当事者の意見を聴き、その要点を整理するなどして、当事者に和解を斡旋し、紛争の解決を図るものです。

（調停）

調停は、3人の調停委員で構成される調停委員会が紛争当事者の意見を聴き、かつ独自に事実の調査等を行い、その結果に基づいて一定の判断を調停案として当事者双方に示し、これによって紛争の解決を図るものです。

(2) 良好な生活環境の確保に係る紛争

では、どのような紛争が対象になるかということですが、「良好な生活環境の確保に係る紛争」とは、「事業活動その他の活動に伴って生ずる公害その他の環境保全に悪い影響を及ぼすことによって起こる生活環境に係る紛争をいう。」と規定されています（条例第2条）。

ここで、「公害その他の環境保全に悪い影響を及ぼすこと」とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭といった典型7公害のほか、日照妨害、眺望阻害等によって生活環境に被害が生じることを言います。

また、「生活環境」とは、日常生活を営むための生活環境の他、財産、動植物及びその生育環境が含まれますが、財産、動植物は人の生活に密接な関係のあるものということになります。

従って、「良好な生活環境の確保に係る紛争」とは、公害その他の環境保全に悪い影響を及ぼすものによって生じる被害に関する損害賠償とか、その防止のための措置の請求等の紛争ということになります。

2. 申請手続きの概要

(1) 申請書の提出

良好な生活環境の確保に係る紛争の当事者であれば、個人、会社、団体を問わず申請人になることができます。また、紛争の原因及び申請の事項が共通なものについては、共同で申請することができます。

先に述べた紛争が生じた場合には、当事者の一方又は双方は別添の申請書（様式第1号）により、委員会に対し和解の仲介又は調停の申請をすることができます（条例第7条）。

なお、紛争については複雑な面がありますので、申請にあたっては事前にご相談くださいようお願いいたします。

ご相談及び申請書の提出につきましては、委員会の事務局である市役所環境保全課（電話：924-9359）へお願いいたします。

(2) 申請書の作成

申請書の作成は1部で結構ですが、手続きを進めるにあたり、委員会で写しをとりますので、複写が容易に美しくできるよう申請書は黒インク等を用いて楷書で明確に記入してください。

もし、申請書の記載事項に訂正する部分が生じたときは、訂正箇所を2本線で消し、欄外に「削除○字」「加入○字」と書いてください。訂正印は、訂正箇所又は欄外の「削除○字」「加入○字」と書いたどちらかに押してください。

なお、申請書などに使用する印判は実印である必要はなく、認印でも差し支えありません。

(3) 申請書記載上の注意事項

ア 申請人の氏名（名称）及び住所等

個人の場合には、氏名は戸籍上の氏名を、住所は生活の本拠としている場所を、会社（法人）の場合には、名称は登記上の名称を、住所は主たる事務所の所在地を記入してください。

なお、紛争の相手方については単数・複数を問いませんが、必ず特定してください。

イ 発生源と被害の状況

手続きを進めるにあたり、発生源と被害地を明確にすることが必要ですので、紛争の発生原因又は発生源が何であるか、また、発生源及び被害を受けている場所の所在地がどこであるかを記入するとともに、周辺の図面及び原因となるものの位置、被害を受けている位置等を示した図面を添付するなどして下さい。

紛争の経過の欄については、当事者間で防止措置等について話し合ったことがあ

る場合、又は市や府等に苦情の申立てをしたことがある場合には、その状況等を順序立てて記入してください。

ウ 和解の仲介又は調停を求める事項及びその理由

この事項の欄には、和解の仲介と調停のどちらをお願いしたいかを記入するとともに、相手方に対する請求内容を記入してください。

理由の欄には、相手方に対する請求内容を裏付けるための具体的な理由を記入してください。

エ 申請人が多数の場合

申請人が多数に及ぶ場合は、申請人の欄に「ほか○人（別紙申請人目録に記載のもの）」と記入し、申請人全員が氏名（名称）及び住所を記載の上、押印した目録を添付してください。

オ 添付書類目録

申請書に添付した書類等すべてを記入してください。

（４）代理人

当事者は、弁護士又は仲介委員もしくは調停委員会の承認を得た者を代理人とすることができます（条例第9条）。

弁護士が代理人であるときは、別添の「代理人選任届」（様式第2号）により、届け出てください（八尾市生活環境紛争処理条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項）。

上記の代理人のうち、弁護士以外の人になる場合には、別添の「代理人承認申請書」（様式第3号）により届け出てください（規則第3条第2項）。

一般的に代理人を選任する場合には、代理権の内容を定めておきますが、この制度では代理人の権限の範囲については書面で証明することになっています。特に、重要な申請の取り下げ、調停案の受諾、代理人の選任については、特別に委任していただくようになっています（規則第3条第3項）。

次に、代理人の承諾等について説明します。

弁護士以外の人になる代理人については、代理人承認申請書に基づいて審査し、承認されないことがあります。

また、一度承認された代理人の申請が取り消されることもあります（条例第9条）。弁護士以外の人になる代理人については、承認する場合も含め、すべて書面により通知することになっています。

（５）代表者

多数の当事者が共同で申請する場合には、その中から1人又は3人を超えない範囲

で代表者を選定していただきますが（条例第10条）、一度選定した代理人を変更することができます。

代表者を選定又は変更するときは、別添の「代表者選定・変更届出書」（様式第4号）により届け出てください（規則第4条第1項）。

代表者を選定しますと、代表者は自己又は他の当事者のために、当該申請の取り下げ又は和解契約の締結もしくは調停案の受諾を除き、当該申請に係る一切の行為をすることとなり（規則第4条第2項）、当事者は代表者を通じてのみ、これら一切の行為をすることになります。

3. 紛争処理の概要

(1) 申請の受付等

委員会に対する申請書の受付は環境保全課で行いますが、記入漏れ等不備があるときは申請人にその補正を求めることとなります。

受け付けた申請書は委員会の会議にかけられ、その内容が紛争処理の手続きを進めるための必要な要件を満たしているかどうかについて検討されます。

その結果、申請に係る事案が委員会で処理することが適当でないと判断したときには、申請を却下されることがあります（条例第8条）。却下されたときは、適当な紛争処理機関を教示するとともに、その旨を当該申請人に対し、書面をもって通知します。受理したときは、その旨を電話等により連絡することがあります。

(2) 手続きの開始

委員会は、当事者の一方から和解の仲介又は調停の申請を受理したときは、申請書の写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく書面をもってその旨を通知します。そのときは、併せて相手方の意見を期限を付して求めるものとしています（規則第8条第1項・第2項）。

(3) 和解の仲介及び調停の手続き

以上の経過を経て、委員会は和解の仲介又は調停の手続きを進めていくわけですが、全体の手続きの流れは、別添の「和解の仲介の手続きの概要」又は「調停手続きの概要」のようになります。しかし、次のような場合には紛争の手続きが打ち切られることがあります。

ア 和解の仲介の打ち切り

仲介委員が、和解の仲介によって紛争が解決する見込みがないと認めたときは、和解の仲介を打ち切ることができることになっています（条例第13条）。和解の仲介が打ち切られたときは、書面によりその旨を通知することになっています。

イ 調停の打ち切り

調停委員会が、紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めた場合は、調停を打ち切ることができることになっています（条例第17条）。調停が打

ち切られたときは、書面によりその旨を通知することになっています。

(4) 調停案の受諾の勧告等

調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30日以上期間を定めてその受諾を勧告することができることになっています(条例第16条第1項)。実際には、別添の「調停案受諾勧告書(様式第5号)」により行うこととなります(規則第7条第1項)。

調停案の受諾が勧告された場合において、当事者が調停委員会に対し、指定された期間内に受諾しない旨の申し出を行わなかったときは、当事者間に調停案と同一内容の合意が成立したものとみなされます(条例第16条第2項)。

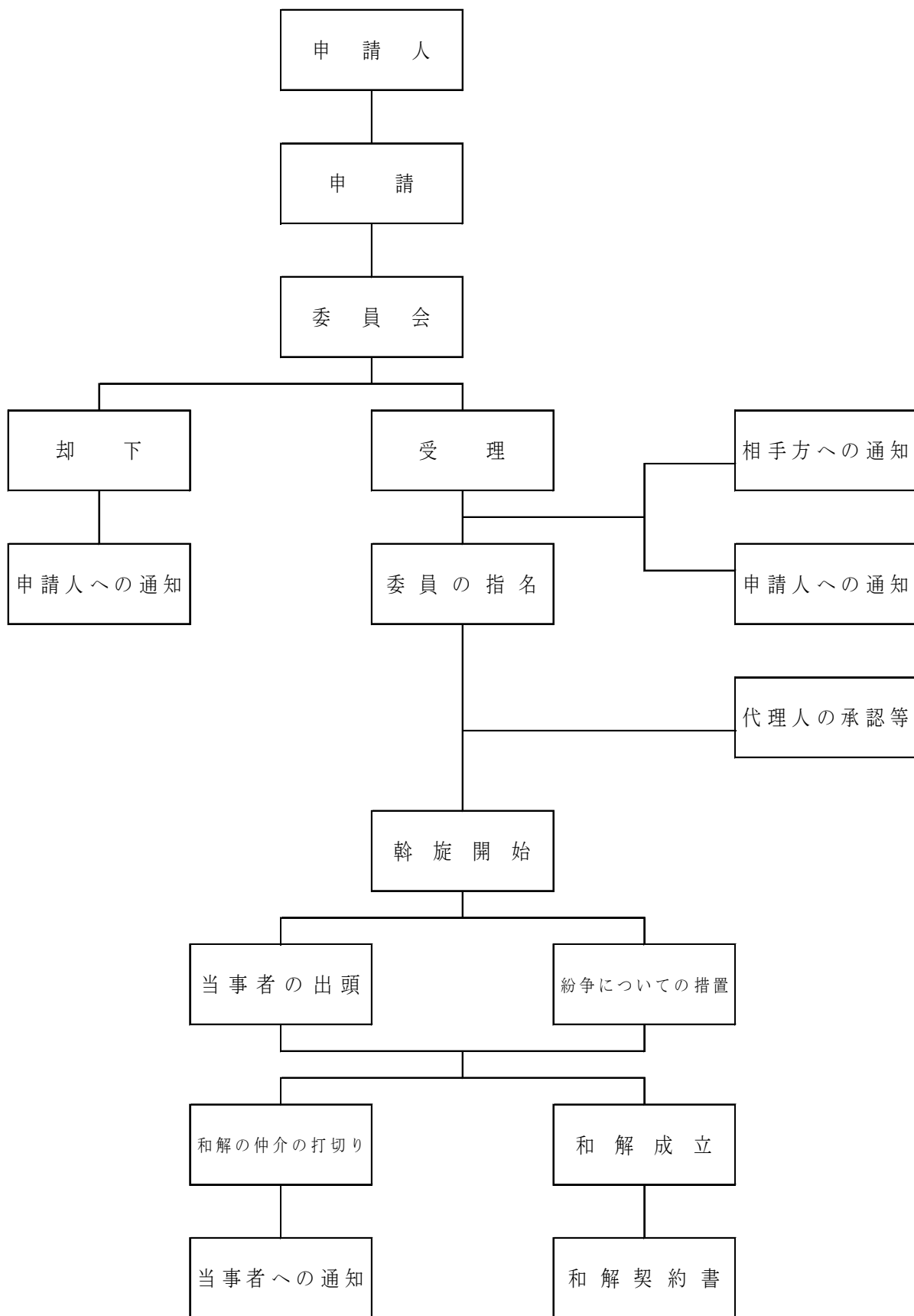
従って、受諾しないときは調停委員会に対し、書面によりその旨を申し出いただくこととなります(規則第7条第2項)。この申し出があったときは、調停は打ち切られたものとみなされます(条例第17条第2項)。

(5) 申請の取り下げ

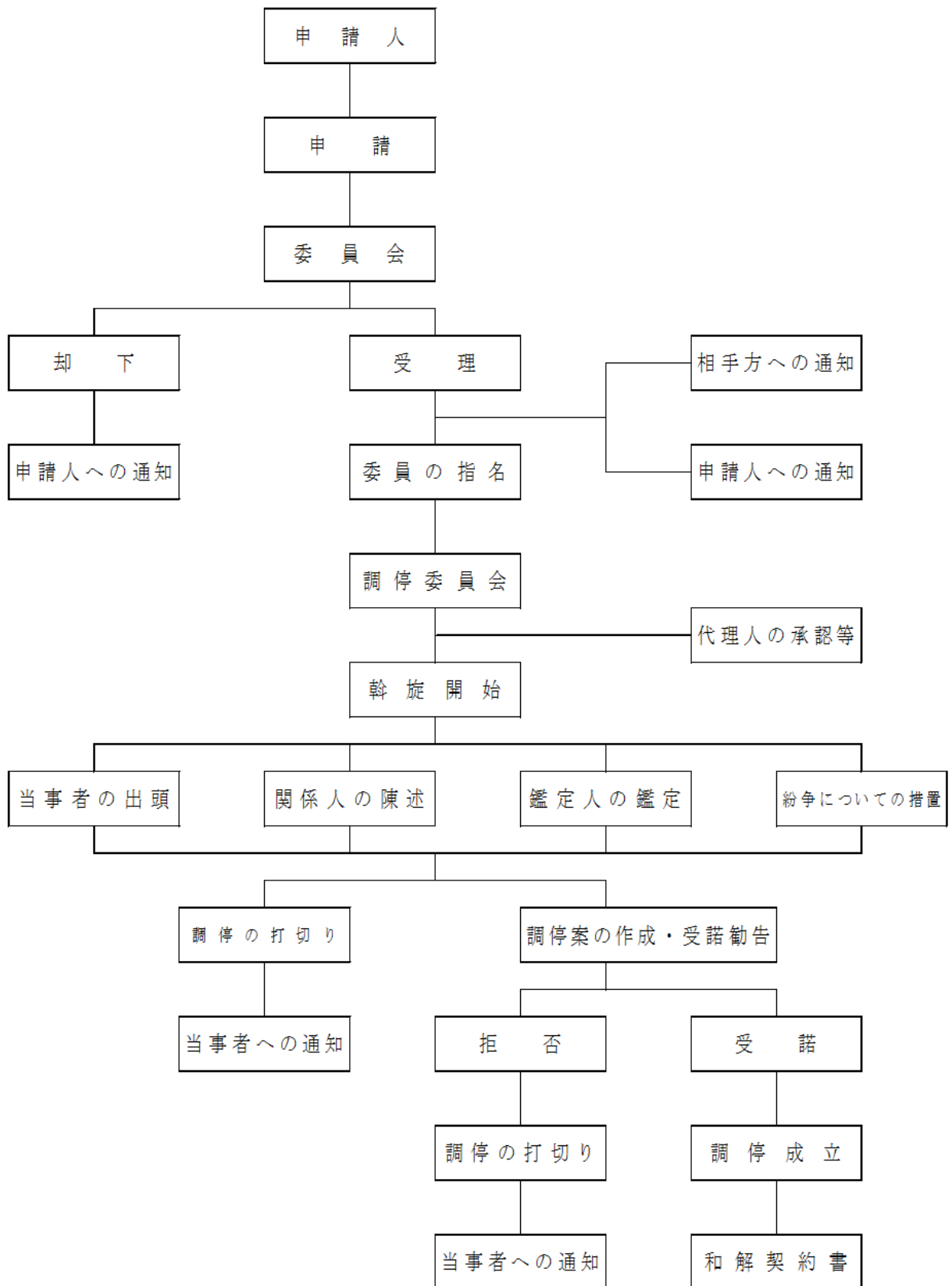
紛争の手続きの過程において、申請を取り下げるときは、委員会に対して書面によりその届出をしていただくことになっています(規則第10条第1項)。

申請の取り下げがあったときは、その相手方に対し書面により通知することになっています(規則第10条第2項)。

和解の仲介手続きの概要



調停手続きの概要



お問合せ先

八尾市生活環境紛争処理委員会

事務局：八尾市環境部環境保全課環境政策係

〒581-0026

八尾市曙町二丁目11番地

八尾市立リサイクルセンター 学習プラザ「めぐる」2階

電 話：072-924-9359

F A X：072-924-0182

E-mail：hozen@city.yao.osaka.jp